

有効期間満了日 令和6年3月31日まで

熊交規第673号

令和2年11月17日

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路管理者の取扱い等及び交通警察の対応上の留意事項について(通達) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用(以下「沿道飲食店等の路上利用」という。)については、国土交通省から、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第5号。以下「旧通知」という。別添1)が発出され、道路管理者において道路占用許可の特例措置が講じられていたところである。

同特例措置を踏まえ、本県においては、道路管理者との緊密な連携の下、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路使用許可についても適切に対応しているところであるが、今般、国土交通省から、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について」(令和2年11月10日付け国道利第16号。以下「新通知」という。別添2)が発出され、同特例措置の期間延長を行うなどとされた。

新通知によるこれまでの取扱いからの変更点等やこれに伴う交通警察の対応上の留意事項は、以下のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路使用許可の取扱い及び留意事項について(通達)」(令和2年6月8日付け熊交規第411号)は廃止する。

記

1 新通知によるこれまでの取扱いからの変更点等

(1) 特例措置の期間

ア 旧通知において、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可について、いわゆる無余地性の基準等の弾力的な判断や占用料の免除を内容とする特例措置(以下単に「特例措置」という。)は、令和2年6月5日から同年11月30日までの期間とされていたが、新通知により、同年6月5日から令和3年3月31日までを期間とすることとされた。

イ 既に令和2年11月30日までを期間とする道路占用許可を受けている占用物件については、期間更新の手続により、同年12月1日から令和3年3月31日までのいずれかの日までを期間とする占有許可を行うことができることとされた。

(2) 歩行者利便増進道路への円滑な移行

ア 道路法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の

活力の創造に資する道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路制度が創設された。この点、沿道飲食店等の路上利用がなされている場所は、歩行者中心の道路空間として利活用されるニーズが顕在化した道路であると考えられるため、新通知においては、当該場所を歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域に指定することを積極的に検討することとされた。

イ 新通知に基づく特例措置により既に道路占用許可を受けている沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件について、改正法による改正後の道路法第33条第2項第3号の規定により、歩行者利便増進道路に設けられた利便増進誘導区域に設置する旨の許可申請があった場合は、既存の許可を行ったときの資料に変更がない限りはその提出を省略するなど、申請者の利便に配慮することとされた。

2 交通警察の対応上の留意事項

(1) 特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用の道路使用許可の取扱い

ア 道路使用の許可期間が満了していないものの取扱い

上記1(1)の特例措置の期間の延長を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける沿道飲食店等を支援するため、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用のうち、道路使用の許可期間内に、同年12月1日から令和3年3月31日までのいずれかの日までの期間の延長や許可の同一性が失われない程度の道路使用の場所等の変更を求めるものについては、原則として、統一して道路交通法第78条第4項の「許可証の記載事項に変更が生じた」ものとして取り扱うこと。

イ 道路使用の許可期間が満了したもの等の取扱い

特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用のうち、道路使用の許可期間が満了したもの、道路使用の許可期間内であるものの、同一とは評価できない程度に道路使用の場所等が変更されるものについては、改めて道路使用許可の申請を受けることとなる。

この場合であっても、申請者の負担軽減及び警察行政の効率化の観点から、道路交通法施行規則第10条第1項各号の事項のうち変更となるものを補足するために必要な書類のみを添付させることとし、その他の変更のない事項については、過去に行った道路使用許可に添付された書類により既に補足されているため、再度の添付を求めないこと。

また、周辺の道路交通環境に変化がない場合には、速やかな審査に努めること。

(2) 道路管理者と連携した事前調整の円滑化

道路使用許可に係る行為が、道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、当該行為の主体は、許可手続を円滑に行うため、警察・道路管理者の双方と事前調整を行っているが、沿道飲食店等の路上利用については、それぞれ別途に事前調整を行っている場合に、これに時間を要することがあるとの指摘もある。

沿道飲食店等の路上利用に限らず、一般に、道路使用許可及び道路占用許可の双方が必要となる行為に係る事前調整の効率化を図ることは、申請者の負担軽減の観点のみならず、警察行政の効率化の観点からも有益と考えられる。

そのため、まずは、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用について、申請者の要望に応じ、事前調整の早期の段階で、実施主体・警察・道路管理者が一堂に会する場を設け、それぞれの問題意識や課題を共有するとともに、課題の解決方策について協議するなどにより、道路管理者と連携した事前調整の円滑化を図ること。

(3) 道路使用許可申請と道路占用許可申請の一括受付の実施

道路交通法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により、一つの行為が道路使用許可・道路占用許可双方の対象となる行為であるときは、申請者は両許可の申請書を警察署長・道路管理者のいずれか一方に提出すれば足り、窓口を一本化して申請者の負担軽減を図る制度となっている。

よって、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る両許可の申請については、一括受付制度の活用を検討し、申請手続の円滑化に努めること。

また、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用以外の行為に係る両許可の申請等についても、積極的に同制度の運用を検討すること。

(4) 消防機関への情報提供

特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用の事前相談や申請を受けた場合、当該道路使用が行われることにより、消防機関の緊急自動車の通行に支障が生じるおそれがあるものについては、関係する消防機関に対し、道路使用の場所や期間等の情報を適切に共有すること。

3 補足事項

本通達の内容は、熊本県道路保全課、熊本市土木管理課、熊本県消防保安課及び熊本市消防局と協議済みである。

※ 別添（略）